

破産・免責申立手続事件の郵券・予納金・収入印紙一覧表

1. 予納郵便切手（本庁）

○ この記載は本庁の取扱いです。管内各支部については、後記4. 予納郵便切手（支部）をご参照ください。

①個人同時廃止事件	②法人・個人管財事件	③債権者申立	④抗 告
下記の封筒に貼付した分のみです。	84円×10枚 10円×10枚 1円×20枚	500円×10枚 100円×10枚 84円×50枚 50円×5枚 20円×15枚 10円×10枚 5円×6枚 1円×20枚	500円×4枚 84円×2枚 50円×2枚 20円×3枚 10円×5枚 5円×3枚 1円×7枚
	計960円分	計10,900円分	計2,400円分

- ①②について、上記とは別に債権者・税金等の滞納庁・保証人（管財手続で、債務者《売掛先、貸付先等》がいる場合には同債務者）の宛名を記載した封筒各1通及び申立人（代理人）宛封筒2通（それぞれ84円切手を貼付したもの）を提出してください。
- ①②について、郵送による保管金提出書の送付を希望する場合には、申立人（代理人）宛封筒1通（84円切手を貼付したもの）を追加してください【電子納付や窓口申立ての場合には追加は不要です。】。
- 封筒は長形3号（縦約235ミリ×横約120ミリ）の無地のものを用意してください（申立人代理人事務所の封筒等、何らかの記載のあるものはお控えください。）。
- 申立人本人による申立ての場合や司法書士関与の場合は、申立人宛封筒を3通とするほかは、上記に準じてください。
- 大規模管財事件の場合は、事案に応じ、必要な分を追加で予納していただくことがあります。

2. 予納金（本庁）

○ この記載は本庁の取扱いです。管内各支部については、当該支部にお問い合わせください。

- ①同時廃止事件・・・・・・・・・・11,859円
- ②管財事件（官報公告費用のみ予納）※
 - 法人管財・・・・・・・・・・14,786円
 - 個人管財・・・・・・・・・・15,499円

※ 管財人への引継予納金は、申立人代理人から直接引き継いでください。最低額は20万円（申立人本人による申立ての場合には50万円、司法書士関与の場合には30万円）です。ただし、あくまで20万円は最低額ですので、管財業務の内容に応じた予納金を引き継いでください。事案に応じて、予納金を増額していただく場合があります。

③大規模管財事件及び債権者申立事件の予納金は、下記の表記載のとおりです。

負 債 総 額	法 人		個 人	
	債務者申立	債権者申立	債務者申立	債権者申立
5000万円未満	70万円	100万円	50万円	80万円
5000万円以上 1億円未満	100万円	200万円	80万円	150万円
1億円以上 5億円未満	200万円	300万円	150万円	250万円
5億円以上 10億円未満	300万円	400万円	250万円	400万円
10億円以上 50億円未満	400万円	500万円	400万円	500万円
50億円以上 100億円未満	500万円	700万円	500万円	700万円
100億円以上 250億円未満	700万円	800万円	700万円	800万円
250億円以上 500億円未満	800万円	1000万円	800万円	1000万円
500億円以上 1000億円未満	1000万円	1000万円以上	1000万円	1000万円以上
1000億円以上	1000万円以上			

3. 収入印紙

申立種別	貼用印紙	根拠
(準) 自己破産手続開始申立	1, 000円	民訴費3I別表第1の16
債権者申立	20, 000円	民訴費3I別表第1の12
免責許可申立	500円	民訴費3I、IV別表第1の17ホ
抗告申立(破産に関するもの)	※	民訴費3I別表第1の18(1)(4)
抗告申立(免責に関するもの)	1, 000円	民訴費3I別表第1の18(4)

※(準)自己による申立ての場合は1, 500円、債権者申立ての場合は1, 000円

4. 予納郵便切手(支部)

支部	同時廃止事件(管内共通)	管財事件(大規模管財・債権者申立てを除く。)
川崎	債権者一覧表記載の債権者、保証人、税金等の滞納庁宛の封筒(長形3号)に84円切手を貼ったもの 各1通 申立人(代理人・司法書士)宛の封筒(長形3号)に84円切手を貼ったもの3通(※)	債権者一覧表記載の債権者、保証人、税金等の滞納庁宛の封筒(長形3号)に94円切手を貼ったもの各1通 申立人(代理人・司法書士)宛の封筒に84円切手を貼ったもの3通(※) 債務者(売掛先、貸付先等)がいる場合には、債務者の宛名を記載した封筒に84円切手を貼ったもの各1通 (法人の場合)100円×2枚、84円×15枚、10円×10枚、1円×10枚 (自然人の場合)100円×2枚、84円×10枚、10円×10枚、1円×10枚
相模原	同上	債権者一覧表記載の債権者、保証人、税金等の滞納庁宛の封筒(長形3号)に84円切手を貼ったもの各1通 上記とは別に債権者、保証人及び滞納庁の数×10円 申立人代理人宛封筒(切手不要)×4通 債務者(売掛先、貸付先等)がいる場合には、債務者の宛名を記載した封筒に84円切手を貼ったもの各1通 100円×5枚、84円×20枚、10円×30枚、1円×30枚
横須賀	同上	債権者一覧表記載の債権者、保証人、税金等の滞納庁宛の封筒(長形3号)に84円切手を貼ったもの各1通 申立人(代理人・司法書士)宛の封筒に84円切手を貼ったもの3通(※) 債務者(売掛先、貸付先等)がいる場合には、債務者の宛名を記載した封筒に84円切手を貼ったもの各1通 100円×5枚、84円×10枚、20円×5枚、10円×10枚、1円×10枚
小田原	同上	債権者一覧表記載の債権者、保証人、税金等の滞納庁宛の封筒(長形3号)に84円切手を貼ったもの各1通 申立人(代理人・司法書士)宛の封筒に84円切手を貼ったもの3通(※) 84円×20枚、10円×20枚、1円×20枚

※ 申立人代理人宛の封筒について、窓口申立てや電子納付など予納金納付に際し、保管金提出書の郵送を要しない場合には1通分減らすことができる(参考:3通→2通)。

○ 各支部における大規模管財・債権者申立事件の予納郵便切手については、当該各支部にお問い合わせください。